

## 第14号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件  
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の20中「16万円」を「17万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

第22条第2項各号列記以外の部分中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に、「添附」を「添付」に改め、同項第3号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条に次の2項を加える。

3 市長は、第1項の徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

4 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収の猶予については、神戸市市税条例第9条の2の規定の例による。

附則第7項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改め、同項第2号中「(平成31年3月条例第49号)」を「(令和2年 月条例第 号)」に改める。

附則第9項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改める。

附則第11項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改め、同項第2号中「改正条例」を「神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年 月条例第 号）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、61万円を超えることができない。

63万円

(介護納付金賦課限度額)

第15条の20 第15条の16の賦課額は、16万円を超えることができない。

17万円

(徴収猶予)

第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。

徴収の猶予

(1) 略

(2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(2)～(4) 略

(3)～(5)

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

徴収の猶予

添付

(1), (2) 略

(3) 徴収猶予を必要とする理由

徴収の猶予

3 市長は、第1項の徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

附 則

1～6 略

(平成31年度)の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 平成31年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあっては、第1号に規定する額)とする。

(1) 略

(2) 所得割に係る保険料率を100分の10.27、被保険者均等割に係る額を23,330円及び世帯別平等割に係る額を24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の神戸市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額(神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年3月条例第49号)による改正後の第15条の5

の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

4 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収の猶予については、神戸市市税条例第9条の2の規定の例による。

令和2年度

令和2年度

100分の55

(令和2年

月条例第 号)

に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)

8 略

(平成31年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

令和2年度

9 平成31年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

令和2年度

100分の

55

(1), (2) 略

10 略

(平成31年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

令和2年度

11 平成31年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

令和2年度

100分の55

(1) 略

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.23、被保険者均等割に係る額を7,940円及び世帯別平等割に係る額を6,290円として旧条例第15条の17及び第15条の18の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額 (改正条

神戸市

例による改正後の第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額)

12 略

国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(令和2年 月条例第 号)